

益子町省エネ家電製品購入費補助金 Q & A集

目次

1 補助制度の概要について	5
(1-1)どんな制度ですか。	5
2 対象者について	5
(2-1)対象者の主な条件は。	5
(2-2)益子町に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象になりますか。	5
(2-3) 世帯主でなくても申請できますか。	5
(2-4)2世帯住宅で世帯は別ですが、それぞれに申請することができますか。	6
(2-5)他の補助金でも助成を受けていますが、本補助金の対象になりますか。	6
(2-6)昨年度の補助金に申請しましたが、今年度再申請することはできますか	6
3 対象省エネ家電製品について	6
(3-1)対象家電は何ですか。「省エネ家電」とは何ですか。	6
(3-2) リユース品も対象になりますか。	6
(3-3) 事務所や別荘に設置する機器は対象になりますか。	6
(3-4)申請者と使用者が異なっても対象になりますか。	7
(3-5) リース品は対象になりますか。	7

4 対象経費について	7
(4-1)対象経費は何ですか。	7
(4-2) 対象となる家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。	7
(4-3)購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。	7
(4-4)購入に伴い付与されるポイントは購入費から減額されますか。	8
(4-5) 機器の送料や消費税、取付工事費用も購入費用の対象になりますか。	8
(4-6)古い(壊れている)家電の処分費は、対象になりますか。	8
(4-7)古い(壊れている)家電の処分方法を教えてください。	8
5 対象店舗について	9
(5-1)店舗・事業者には条件はありますか。どの店舗で買っても対象ですか。	9
(5-2) インターネットやネットオークション経由での購入は対象になりますか。	9
6 補助額について	10
(6-1) 補助額はいくらですか。	10.11
7 対象期間・受付期間について	11
(7-1) いつからの購入が対象ですか。既にご購入済みの家電は対象になりますか。	11
(7-2) 受付開始はいつからですか。	11
(7-3) 申請はどのタイミングで行えばよいですか。家電を買ってからでも申請できま	

すか。	11
(7-4) 令和6年2月に購入した機器の取付が令和6年3月1日以降に終了した場合は対象 になりますか。	11
(7-5) この制度はいつまでやっていますか。	12
8 手続きについて	12
(8-1) どこで(だれに)申請すればよいですか。	12
(8-2) 申請方法はありますか。	12
(8-3) 申請用紙はどこで手に入りますか。(自宅に送ってほしいです)	12
(8-4) 家電屋さんは、自分の代わりに申請してくれますか。	12
9 必要となる書類について	13
(9-1) 必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。	13
(9-2) 必要書類の領収書やレシートはコピーでもよいですか。	13
(9-3) 「領収書等」について、詳しく教えてください。	13
(9-4) 「領収書等」を捨ててしまいました。購入店舗で、またもらえるでしょう か。	13
(9-5) 「メーカー保証書」とは何ですか。	14
(9-6) 「メーカー保証書」はコピーでもよいですか。	14
(9-7) 補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。	14

(9-8) 補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。 14

(9-9) 申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。 14

1 補助制度の概要について

(1-1)どんな制度ですか。

・省エネ性能に優れた省エネ家電製品の購入を促進することにより、電気・ガス等エネルギー価格高騰に起因した町民生活への負担を軽減するとともに、町民の皆さんに対する温暖化対策の意識醸成や、温室効果ガス排出量の削減を目的とした事業です。

・一定基準を満たす省エネ家電製品を購入した世帯等を対象に、補助金を交付します。

2 対象者について

(2-1)対象者の主な条件は。

・令和5年6月6日から令和6年2月29日までに、新品(未使用品)の補助対象省エネ家電を購入した方が対象です。

・補助金の申請日において、益子町に住民登録がある方が対象です。

・1世帯あたり1回限り申請することができます。

・本人及び同一世帯員がこれまでに町家電購入補助を受けていない方が対象です。

(2-2)益子町に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象になりますか。

・住民登録前の購入でも、対象者の条件を満たせば対象になります。

(補助金の申請日において、益子町に住民登録がある方が対象です。)

(2-3)世帯主でなくても申請できますか。

・世帯主以外の名前でも同じ世帯員であれば申請は可能です。

(2-4)2世帯住宅で世帯は別ですが、それぞれに申請することができますか。

2世帯住宅で同一の建物にお住いの場合一世帯のみの申請とさせていただきます。

(2-5)他の補助金でも助成を受けていますが、本補助金の対象になりますか。

・対象となりますが、補助金の合計額が他の補助金と重複する場合は、減額調整します。

(2-6)昨年度の補助金に申請しましたが、今年度再申請することはできますか。

昨年町で実施した補助金に申請した場合、再申請はできません。

3 対象省エネ家電製品について

(3-1)対象家電は何ですか。「省エネ家電」とは何ですか。

- ・ エアコン 省エネ基準（最新基準）達成率100%以上のもの。
- ・ 電気冷蔵庫 省エネ基準（最新基準）達成率100%以上のもの。
- ・ 照明器具 省エネ基準（最新基準）達成率100%以上のもの。
- ・ エコキュート 省エネ基準（最新基準）達成率100%以上のもの。

購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

(3-2)リユース品も対象になりますか。

・対象になりません。新品(未使用品)を対象要件条件としています。

(3-3)事務所や別荘に設置する機器は対象になりますか。

・住宅のみとなり対象とはなりません。ただし、店舗兼住宅の場合は住居部分への設置は対象となります。

(3-4)申請者と使用者が異なっても対象になりますか。

- ・対象となりません。申請者が使用者となります。

(3-5)リース品は対象になりますか。

- ・リース品は対象となりません。購入されたものが対象となります。

4 対象経費について

(4-1)対象経費は何ですか。

- ・省エネ家電製品の本体購入費（税抜）、工事費（税抜）が対象です。
- ・諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料などは対象外となります。

(4-2)対象となる家電をまとめ買いしたら、それら全てに補助金は出ますか。

- ・省エネ家電購入額の4分の1が補助額となり、町内事業者のみで購入の場合、補助額の上限は5万円、町外事業者からの購入を含む場合は4万円です。品目ごとに補助はいたしません。

(4-3)購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。

- ・本体購入費、工事費用の実支出額で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引)やポイント等を使用した場合は、税抜き価格から割引後の金銭支払額を購入費用として計算します。

(4-4)購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

- ・購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。

支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

(4-5)機器の送料や消費税、取付工事費用も購入費用の対象になりますか。

Q 4 - 1 参照

- ・省エネ家電製品の本体購入費（税抜）、工事費（税抜）が対象です。
- ・諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料などは対象外となります。

(4-6)古い(壊れている)家電の処分費は、対象になりますか。

Q 4 - 1 参照

- ・省エネ家電製品の本体購入費（税抜）、工事費（税抜）が対象です。
- ・諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料などは対象外となります。

(4-7)古い(壊れている)家電の処分方法を教えてください。

- ・エアコン、電気冷蔵庫は、家電リサイクル法の対象製品となりますので、新しい製品を購入するお店に引き取りを依頼してください。(最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取り処分することもできますが、購入するお店で引き取ってもらう

のが最も簡単です。)

5 対象店舗について

(5-1)店舗・事業者には条件はありますか。どの店舗で買っても対象ですか。

・条件はございません。領収書に記載される店舗・事業所で領収書や保証書等の必要書類を発行できることが条件です。

・上記を満たす場合は、インターネットやネットオークションでの購入も対象となります。

・店舗・事業者が町内か町外かによって補助上限額が変わります（町内事業者から購入の場合5万円、町外事業者からの購入を含む場合4万円）。

(5-2)インターネットやネットオークション経由での購入は対象になりますか。

Q 5 - 1 参照

・条件はございません。領収書に記載される店舗・事業所で領収書や保証書等の必要書類を発行できることが条件です。

・上記を満たす場合は、インターネットやネットオークションでの購入も対象となります。

・町外店舗扱いとなり、上限額は4万円となります。

6 補助額について

(6-1)補助額はいくらですか。

対象となる家電の本体購入合計額の4分の1が補助額となります。(※千円未満は切り捨て
となります) なお、補助額の上限は町内店舗の場合5万円、町外店舗で購入のものを含む場
合は4万円です。

【補助額の計算の例①】

○ 本体購入費120,000 円(税抜)の電気冷蔵庫と本体購入費130,000 円(税抜)、工事
費20,000円(税抜)のエアコンをどちらも町内店舗で購入した場合

$$\cdot \text{補助額} = (\text{電気冷蔵庫購入費}120,000\text{円} + \text{エアコン購入費}150,000\text{円}) \times 1 / 4 = 67,500$$

円(千円未満切り捨て)

→補助対象省エネ家電製品の上限額は町内店舗の場合50,000円なので、50,000円が補助額
となります。

【補助額の計算の例②】

○ 本体購入費145,000 円(税抜)の冷蔵庫を町内店舗で、本体購入費20,000 円(税抜)
のLED 照明を町外店舗で購入した場合

$$\cdot \text{補助額} = (\text{冷蔵庫本体購入額}145,000\text{円} + \text{LED照明本体購入額}20,000\text{円}) \times 1 / 4 =$$

41,250円(千円未満切り捨て)

→補助対象省エネ家電製品の上限額は町外店舗を含む場合40,000円なので、補助額は

40,000円となります。

7 対象期間・受付期間について

(7-1)いつからの購入が対象ですか。既にご購入済みの家電は対象になりますか。

令和5年6月6日から令和6年2月29日までの間に購入及び納品が完了した省エネ家電製品が対象となります。購入及び納品が2月29日でも当日申請していただければ対象となります。

【申請手続きの流れ】

商品購入・納品(添付書類)→申請書兼請求書提出 →審査 → お支払い

(7-2)受付開始はいつからですか。

・令和5年6月6日(火)から受付を開始しています。

(7-3)申請はどのタイミングで行えばよいですか。家電を買ってからでも申請できますか。

・申請書兼請求書の提出となりますので、省エネ家電製品購入後の申請となります。審査後申請書類に不備がなければ、補助金の交付手続きを進めたのち、お支払いとなります。

申請期限は、令和6年2月29日（木）となります。

(7-4)令和6年2月に購入した機器の取付が令和6年3月1日以降に終了した場合は対象になりますか。

・対象になりません。対象製品が令和6年2月29日までに購入及び納品が完了し、申請をした場合のみ、補助金の対象となります。

(7-5)この制度はいつまでやっていますか。

- ・令和6年2月29日までの購入に対する補助ですが、受付期間内でも申込交付累計額が予算上限額に達した時点で受付を終了します。

8 手続きについて

(8-1)どこで(だれに)申請すればよいですか。

- ・申請書類の提出先、問合せ先となる窓口については、益子町民生部環境課(郵便番号321-4293 所在地 益子町益子2030 電話番号 0285-72-8519)になります。

(8-2)申請方法はありますか。

- ・原則窓口申請となります。

(8-3)申請用紙はどこで手に入りますか。(自宅に送ってほしいです)。

- ・町ホームページからダウンロードいただくか、町環境課で配付しております。

(8-4)家電屋さんは、自分の代わりに申請してくれますか。

- ・必要な書類の準備等を販売店にお願いすることは可能です。
- ・申請は、原則本人または、同一世帯の家族の方に行っていただくこととなります。

9 必要となる書類について

(9-1)必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。

【申請に必要な書類(商品購入後、令和6年2月29日まで)】

- ・ 購入した省エネ家電製品の領収書の写し
- ・ 製造者が発行した保証書の写し
- ・ 補助対象省エネ家電であることが確認できるカタログ（統一省エネラベル）又は仕様書等の写し
- ・ 照明器具については、設置前及び設置後の写真
- ・ 振込口座の通帳（氏名フリガナ、金融機関支店名、口座番号）の写し

(9-2)必要書類の領収書やレシートはコピーでもよいですか。

- ・ コピーをご提出ください。なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。

オンラインショップ等で購入した場合は、領収書等の購入証明書をプリントアウトしたものを提出ください。

(9-3)「領収書等」について、詳しく教えてください。

- ・ 購入製品名や支払金額の内訳が記載されたものが必要になります。
- ・ 「申請者の氏名」「購入した製品」「支払金額(内訳)」がわかれば、様式は問いません。

(9-4)「領収書等」を捨ててしまいました。購入店舗で、またもらえるでしょうか。

- ・ 購入店舗に直接お問合せください。

(9-5)「メーカー保証書」とは何ですか。

・製品に添付されている保証書です。品名、保証期間、購入日・販売店購入店舗・購入者住所氏名連絡先を記載するものです。

・申請者であるご購入者の住所、氏名、購入日を記載してからコピーしてください。店舗印の有無は問いません。

・家電量販店が独自で実施する保証とは別のものですので、ご注意ください。

(9-6)「メーカー保証書」はコピーでもよいですか。

コピーをご提出ください。なお、原本をご提出いただいても結構ですが、返却はいたしません。

(9-7)補助金振込先の口座は本人名義以外の口座でも可能ですか。

・補助金の振込先口座は申請者本人名義のものに限ります。

(9-8)補助金の振込先として使える金融機関を教えてください。

・原則、国内の金融機関であれば、対応可能です。

(9-9)申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか。

・審査して、申請書類に不備がなければ、申請書を受付けてから概ね2~3週間程度で振込みたします。